



2016年8月12日

各 位

会 社 名 ヤ フ ー 株 式 会 社  
代表者の役職氏名 代表取締役社長 宮坂 学  
(コード番号 4689 東証第一部)  
問 い 合 わ せ 先 最 高 財 務 責 任 者 大 矢 俊 樹  
電 話 0 3 - 6 4 4 0 - 6 1 7 0

**株式会社イーブックイニシアティブジャパン株券（証券コード 3658）に対する  
公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ**

ヤフー株式会社（以下「当社」といいます。）は、2016年6月9日、株式会社イーブックイニシアティブジャパン（株式会社東京証券取引所市場第一部、コード：3658、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法に定める公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2016年6月10日より本公開買付けを開始しており、その後、2016年7月22日付で本公開買付けに係る買付け等の期間の変更（以下「第1回買付条件等変更」といいます。）を行いました。2016年8月12日、本公開買付けに係る買付け等の価格及び買付け等の期間の変更（以下「第2回買付条件等変更」といいます。）を行うことを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 公開買付けの内容

(1) 対象者の名称

株式会社イーブックイニシアティブジャパン

(2) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(3) 買付け等の期間（変更後）

2016年6月10日（金曜日）から2016年8月29日（月曜日）まで（55営業日）

2. 買付条件等の変更の内容

（注）変更箇所には下線を付しております。

(1) 買付け等の価格

（変更前）

普通株式1株につき、金 850円

（変更後）

普通株式1株につき、金 1,150円

(2) 買付け等の期間

（変更前）

2016年6月10日（金曜日）から2016年8月 15日（月曜日）まで（45営業日）

（変更後）

2016年6月10日（金曜日）から2016年8月 29日（月曜日）まで（55営業日）

(3) 決済の開始日

(変更前)

2016年8月22日(月曜日)

(変更後)

2016年9月5日(月曜日)

3. 買付条件等を変更する理由

当社は、2016年6月10日から本公開買付けを開始いたしました。当社が2016年7月22日に公表いたしました「株式会社イーブックイニシアティブジャパン株券(証券コード 3658)に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、本公開買付けの開始後における対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況、今後の応募の見通し等を総合的に考慮して、慎重に検討した結果、本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等の総数が本公開買付けの買付予定数の下限に達しない可能性があることから、2016年7月22日、本公開買付けに係る買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)を2016年8月15日まで延長し、公開買付期間を合計45営業日とする第1回買付条件等変更を決定いたしました。

さらに、当社は、上記の事情に加え、対象者主要株主である筆頭株主のクックパッド株式会社(所有株式数534,400株、所有割合10.79%)及び対象者の意向のほか、本取引(本公開買付け及び2016年6月9日に対象会社が公表した「第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」に記載の当社を割当予定先とする新株式の発行(以下「本第三者割当増資」といいます。))の総称をいいます。以下同じです。)の意義、本取引の目的を円滑に達成する必要性、また、本取引により見込まれる当社及び対象者それぞれに期待されるシナジーの実現可能性等を総合的に考慮して、慎重に検討した結果、2016年8月12日、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)を金850円から金1,150円に変更し、また、公開買付期間を2016年8月29日まで延長し、公開買付期間を合計55営業日とする第2回買付条件等変更を行う旨を決定いたしました。

また、当社は、第2回買付条件等変更を行うに先立ち、クックパッド株式会社との間で、2016年8月12日付で、本公開買付価格が金1,150円以上に変更されていることを条件として、その所有する対象者株式の全部(対象者株式534,400株)について、本公開買付けに応募する旨をその内容とする応募契約(以下「本応募契約」といいます。)を締結しております。

加えて、当社は、第2回買付条件等変更を行うに先立ち、対象者との間で、2016年8月12日付で、2016年6月9日付で対象者との間で締結した資本業務提携契約(以下「本資本業務提携契約」といい、当該契約に基づく資本業務提携を、以下「本資本業務提携」といいます。)に係る変更覚書(以下「本資本業務提携契約変更覚書」といいます。)を締結することを決定し、対象者の保有する自己株式の全部である対象者株式400,200株(以下「本自己株式」といいます。)について、対象者が本公開買付けに応募する旨を合意しております。そして、対象者は、2016年8月12日開催の対象者取締役会において、対象者の保有する本自己株式について、当社を割当予定先とする第三者割当の方法により処分(以下「本自己株式処分」といいます。)し、本公開買付けに応募する旨を決議するとともに、同日付で本自己株式処分に係る有価証券届出書を関東財務局長に提出しております。

なお、対象者が2016年8月12日に公表した「ヤフー株式会社による買付条件等の変更後の当社株券に対する公開買付けに関する意見表明及び第三者割当による自己株式の処分のお知らせ」(以下「変更後対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、2016年8月12日開催の対象者取締役会において、第2回買付条件等変更に関して慎重に協議・検討を行った結果、第2回買付条件等変更を前提としても、本公開買付け及び本第三者割当増資により、当社及び対象者が各々の自力成長を超えたレベルでの事業価値の創造・拡大が可能となるとの判断に変更はなく、また、第2回買付条件等変更は対象者の株主の皆様にとって不利益な変更とはならないと判断し、対象者の全ての取締役の出席の下、出席

取締役の全員一致により、対象者が2016年6月9日に公表した「ヤフー株式会社による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明及びヤフー株式会社との資本業務提携契約の締結のお知らせ」にて既に公表されている、本公開買付けに賛同する旨の意見、及び本公開買付けへの応募については対象者の株主の皆様のご判断に委ねる旨の意見を維持することを決議したとのことです。

これらの対象者の意思決定の過程に係る詳細については、変更後対象者プレスリリースをご参照ください。

#### 4. 本公開買付けに関する重要な合意等

##### (1) 本資本業務提携契約変更覚書

本資本業務提携契約変更覚書の概要は以下のとおりであります。

##### (i) 本公開買付けの条件変更

当社は、本資本業務提携契約変更覚書の締結日において、本公開買付けの買付条件等について、以下のとおり変更する。

##### a. 公開買付期間

公開買付期間を公開買付期間の開始日から2016年8月29日（月曜日）まで（55営業日）とする。但し、法令等に従い公開買付期間の末日が変更された場合には、公開買付期間の開始日から変更後の公開買付期間の末日までの期間とする。

##### b. 本公開買付価格

本公開買付価格を対象者株式1株当たり金1,150円とする。

##### c. 決済の開始日

2016年9月5日（月曜日）とする。

##### (ii) 第2回買付条件等変更後の本公開買付けに賛同する旨の意見表明

対象者は、本資本業務提携契約変更覚書の締結日において、当社が第2回買付条件等変更を行うことを決定することを条件として、第2回買付条件等変更後の本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することにつき、取締役会決議（以下「第2回賛同決議」という。）を行い、その内容を公表する。対象者は、当該決議につき、取締役全員の一致及び監査役全員の異議がない旨の意見を得るよう、最大限努力するものとする。なお、対象者は、第2回賛同決議を訂正、撤回、変更せず、また、第2回賛同決議と矛盾する内容のいかなる決議も行わない。但し、対象者が第2回賛同決議を維持、継続すること又は対抗公開買付けへの反対意見表明を行うことが、対象者の取締役の善管注意義務又は忠実義務に違反するおそれがあると客観的かつ合理的に判断されるときは、この限りでない。

##### (iii) 本自己株式の応募

対象者は、本資本業務提携契約変更覚書の締結日において、当社が第2回買付条件等変更を行うことを決定することを条件として、本自己株式の全部を本公開買付けに応募するために、本自己株式処分を行う旨及び当該決議に基づき本自己株式の全部を本公開買付けに応募する旨の取締役会決議（以下「本自己株式処分等決議」という。）を行い、本自己株式処分に係る有価証券届出書を金融商品取引法に従って関東財務局に提出し、その内容を公表するとともに、当該届出の効力発生後、本自己株式の全部について、本公開買付けに応募し、公開買付期間中、これを維持する。なお、対象者は、本自己株式処分等決議を訂正、撤回、変更せず、また、本自己株式処分決議と矛盾する内容のいかなる決議も行わず、また、本自己株式処分等決議に基づく本自己株式の本公開買付けへの応募を解除しない。但し、対象者が本自己株式処分等決議を維持することが、対象者の取締役の善管注意義務又は忠実義務に違反

するおそれがあると客観的かつ合理的に判断されるときは、この限りでない。

(iv) 本第三者割当増資に係る承認決議の維持

対象者は、本資本業務提携契約変更覚書の締結日において、第2回買付条件等変更及び本自己株式処分の実施にかかわらず、対象者が2016年6月9日付で行った本第三者割当増資の実行を承認する旨の取締役会決議を維持する旨の決議を行う。

(2) 本応募契約

当社は、クックパッド株式会社との間で、2016年8月12日付で、本公開買付価格が金1,150円以上に変更されていることを条件として、その所有する対象者株式の全部（対象者株式534,400株）について、本公開買付けに応募する旨をその内容とする本応募契約を締結しております。

5. その他

第2回買付条件等変更が行われる日以前に既に本公開買付けに応募された株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

以 上